

三保飛行場の静岡市による管理運営と利用受付の開始

1 要旨

清水区三保にある離着陸用滑走路（通称：三保飛行場）について、7 月 14 日から静岡市が管理運営を行い、次世代エアモビリティ（eVTOL（電動垂直離着陸機）やドローンなど）の実証フィールドとしてオープンします。

利用開始に当たっては、当面は新たな整備は行わず、ドローン開発のテスト飛行など、利用希望者に無料で利用してもらい、その実績を参考に、更なる有効活用に必要な機能や、効率的な管理運営体制、三保松原エリアにおける環境との調和などについて検証し、見直ししていきます。

また、静岡県が進める次世代エアモビリティ導入推進の取組みとも連携しながら、空のイノベーション拠点として、清水港における海洋イノベーションと共に、静岡市の Blue Transformation（BX）推進につなげていきます。

三保飛行場の利用には、BX 推進課への申込が必要です。ぜひ、お問い合わせください。



主に利用が想定される機体(イメージ)



2 経緯

三保飛行場は、1969 年 4 月に「一般社団法人日本飛行連盟」が、海岸管理者である静岡県の占用許可を受けて「三保場外離着陸場」として整備・開設し、以降、救難飛行等の目的で活用されてきました。近年は、同連盟による利用が終了し、静岡県が管理していました。

静岡市が、2024 年度に三保飛行場の利用可能性やニーズの調査、聞き取りを行った結果、「三保飛行場を今後国内外で進む空の技術革新において駿河湾の広い空域を活かした開発テスト飛行や、景観を活かした地域活性化イベント、三保松原の保全活動等に多面的に活用できる」という判断に至りました。

その後、静岡県や日本飛行連盟と協議し、静岡市が滑走路等の施設を日本飛行連盟からの無償寄付により取得し、公共海岸の占用手続きを経て、管理することとしました。

【次頁あり】

3 三保飛行場の概要

場 所：静岡県静岡市清水区三保 2244 番地先

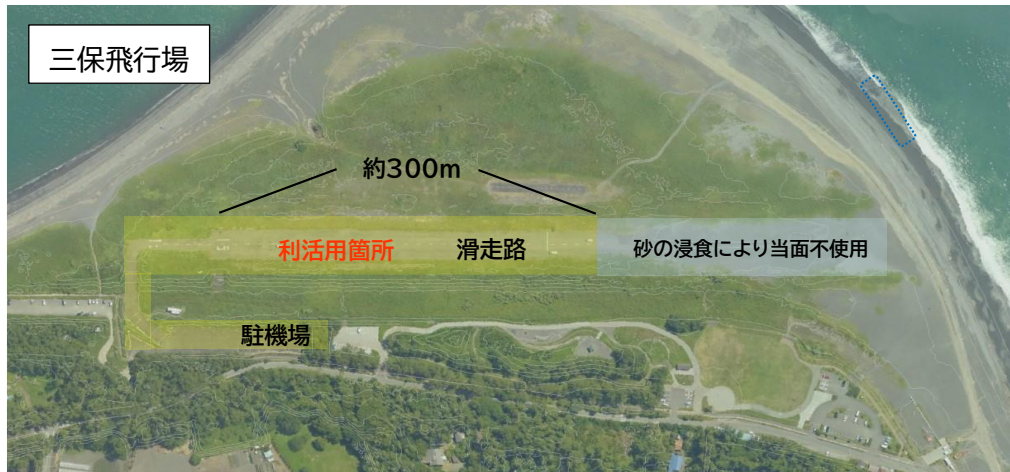
位置づけ：空港法上の空港には該当せず、飛行に際し、都度、航空法に基づく場外離着陸許可等を要する離着陸施設

施設状況：暫定的な利用のため、格納庫や電気・水道設備はありません。

滑走路にひび割れがあるため、垂直離着陸機中心の利用を想定しています。

管 理 者：静岡市 経済局 海洋政策部 B X推進課 B X推進係

（土地は「公共海岸用地」、管理者である静岡県から市が占用許可を取得）



4 利用の詳細

項 目	内 容
利用開始日	7 月 14 日（月）（申込受付は 6 月 5 日（木）開始）
利用料金	当面、無料（今後、利用状況を見ながら有料化や必要な整備を検討）
利用対象	・次世代エアモビリティの実証としての使用 ・防災訓練や救助訓練、地域振興に資するイベントの使用 等
利用手続	① 市 HP 内の利用申請フォームからお申し込みください。 URL: https://www.city.shizuoka.lg.jp/s7524/s013063.html ② 飛行を伴う利用の場合、航空法等の手続きを適切に行ってください。 （手続き状況を市で確認します）

5 利用開始日のデモ飛行実施予定

7 月 14 日の週に、県内の無人空中ドローン開発企業によるデモ飛行を実施予定です。

（詳細は調整中のため後日公表。見学等公開予定。）※気象状況により日程変更の可能性有

担当：経済局 B X推進課(054-354-2656)